


Ver 3.5

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

| | |
|------------------|--|
| プロジェクト名 | 兵庫県東洋紡リビングサービス株式会社尼崎本社工場における低温排熱回収・利用技術を利用した温室効果ガス排出削減事業 |
| プロジェクト 代表事業者名 | 東洋紡リビングサービス株式会社 代表取締役 吉岡 俊次  |

提出日 22年11月26日

受理日 22年11月26日

最終版提出日 23年 9月16日

| A：参加者情報 | | | |
|---------------------------|---|---------|----------------|
| プロジェクト代表事業者 1 | | | |
| 事業者名(フリガナ) | 東洋紡リビングサービス株式会社(トウヨウボウリビングサービスカブシキカイシャ) | | |
| 住所 | 兵庫県尼崎市今福1丁目2番2号 | | |
| 代表者氏名 | 代表取締役 吉岡 俊次 | 担当者氏名 | 小野 福義 |
| 担当者所属 | 品質管理 | 担当者役職 | 生産管理グループマネージャー |
| 担当者 E-mail | Fukuyosi_Ono@tls.toyobo.co.jp | 担当者電話番号 | 06-6401-1381 |
| プロジェクトでの役割 | プロジェクト代表事業者 | | |
| プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) 2 | | | |
| 事業者名(フリガナ) | 東洋紡リビングサービス株式会社(トウヨウボウリビングサービスカブシキカイシャ) | | |
| 住所 | 兵庫県尼崎市今福1丁目2番2号 | | |
| 代表者氏名 | 代表取締役 吉岡 俊次 | 担当者氏名 | 小野 福義 |
| 担当者所属 | 品質管理 | 担当者役職 | 生産管理グループマネージャー |
| 担当者 E-mail | Fukuyosi_Ono@tls.toyobo.co.jp | 担当者電話番号 | 06-6401-1381 |
| プロジェクトでの役割 | プロジェクト実施事業者 | | |
| プロジェクト参加者 3 4 | | | |
| 事業者名(フリガナ) | 財団法人大阪府みどり公社(ザイダンホウジンオオサカフミドリコウシャ) | | |
| 住所 | 大阪市中央区南本町2丁目1-8 創建本町ビル5階 | | |
| 代表者氏名 | 理事長 成相 成悦 | 担当者氏名 | 高見 勝重 |
| 担当者所属 | 環境部 | 担当者役職 | 参事 |
| 担当者 E-mail | takami@osaka-midori.jp | 担当者電話番号 | 06-6266-1271 |
| プロジェクトでの役割 | オフセット・クレジット申請の技術支援、クレジットマッチング支援等 | | |
| オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 5 | | | |
| 事業者名(フリガナ) | プロジェクト代表事業者に同じ | | |
| オフセット・クレジット(J-VER)口座番号 6 | | | |
| ダブルカウントの防止の措置 7 | | | |
| ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者等 | 【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名：_____東洋紡リビングサービス株式会社_____ | | |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>ダブルカウント の防止措置内 容</p> | <p>以下、該当する場合は、 に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p>以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p>当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p>【 第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p> |
|---------------------------------|--|

【 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物 (環境報告書/定期刊行物)

その他 具体的に: _____

- 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。

【 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

- 公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。

1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の

- 主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- 2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
 - 3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
 - 4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
 - 5: オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
 - 6: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
 - 7: オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款、並びに実施規則 1.4 クレジットの二重使用(ダブルカウント)を参照すること。

| B：プロジェクト活動の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------------|-------------|--|--------------------------------|----|----------|-------------------|-----|-------------|--------------------------------|-------|--------|-----|-------------|---------------------------|
| 項目 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| B.1 プロジェクト活動 | <p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 現在尼崎工場では省エネルギー対策ならびに温室効果ガス削減を目的とし、工場内に設置されている機器の見直しや、利用されずに排出されている熱の回収を計画している。今回のプロジェクトでは尼崎工場でも課題となっている蒸気ドレンの排熱回収プロジェクトをJ-VERプロジェクトとすることにより、これからの省エネ対策の取組をより一層促進させることを目的としている。</p> <p>【内容】 これまで廃棄していた再生蒸気を回収し、連続洗濯機の洗濯水の加熱に利用することにより、蒸気を発生させている熱源設備(都市ガスボイラー)が消費する燃料を削減し、それに伴い温室効果ガス削減を実現する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>蒸気ボイラーは都市ガスを熱源としており、蒸気を使用するアイロナーや乾燥機等から発生する蒸気ドレンの再生蒸気については大気中に廃棄されていた。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>0.74MPaGの蒸気ドレンから低圧の自動再生蒸気回収装置を設置し、0.25MPaG以下の再生蒸気を回収し、これを生蒸気と混合し、連続洗濯機の加熱に利用。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| B.2 採用技術 | <p>プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機器名</th> <th style="text-align: center;">メーカー名</th> <th style="text-align: center;">耐用年数</th> <th style="text-align: center;">導入時期</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生蒸気回収装置</td> <td>ジョンソンボイラー株式会社東京支店</td> <td style="text-align: center;">13年</td> <td style="text-align: center;">平成22年10月31日</td> <td>型式 JBDF-4000 設備容量:蒸気ドレン4t/h</td> </tr> <tr> <td>蒸気流量計</td> <td>株式会社山武</td> <td style="text-align: center;">10年</td> <td style="text-align: center;">平成22年10月31日</td> <td>型式 MVC30A 設備容量:400kg/h</td> </tr> </tbody> </table> | 機器名 | メーカー名 | 耐用年数 | 導入時期 | 備考 | 再生蒸気回収装置 | ジョンソンボイラー株式会社東京支店 | 13年 | 平成22年10月31日 | 型式 JBDF-4000 設備容量:蒸気ドレン4t/h | 蒸気流量計 | 株式会社山武 | 10年 | 平成22年10月31日 | 型式 MVC30A 設備容量:400kg/h |
| | 機器名 | メーカー名 | 耐用年数 | 導入時期 | 備考 | | | | | | | | | | | |
| | 再生蒸気回収装置 | ジョンソンボイラー株式会社東京支店 | 13年 | 平成22年10月31日 | 型式 JBDF-4000 設備容量:蒸気ドレン4t/h | | | | | | | | | | | |
| 蒸気流量計 | 株式会社山武 | 10年 | 平成22年10月31日 | 型式 MVC30A 設備容量:400kg/h | | | | | | | | | | | | |
| <p>B.3 プロジェクト実施場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">実施事業所名</td> <td>東洋紡リピングサービス株式会社尼崎本社工場</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 兵庫県尼崎市今福1丁目2番2号</td> </tr> </table> | 実施事業所名 | 東洋紡リピングサービス株式会社尼崎本社工場 | 住所 | (プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 兵庫県尼崎市今福1丁目2番2号 | | | | | | | | | | | | |
| 実施事業所名 | 東洋紡リピングサービス株式会社尼崎本社工場 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住所 | (プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 兵庫県尼崎市今福1丁目2番2号 | | | | | | | | | | | | | | | |

(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)



概要

| B：プロジェクト活動の概要 | | | | | | | | |
|-----------------|--|---|------|------|------|------|------|-----|
| B.4 プロジェクト期間 | 1 | 2010年11月1日～2023年10月31日(13年0ヶ月) | | | | | | |
| B.5 クレジット期間 | 2 | 2010年11月1日～2013年3月31日 | | | | | | |
| B.6 想定排出削減量 | 3 | 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 合計 |
| | | t-CO2 | | | 18 | 44 | 44 | 106 |
| | 年度 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 合計 | |
| B.7 モニタリング報告の頻度 | 年1回 | | | | | | | |
| B.8 補助金 | 受給の有無 (いずれかに) | 受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない | | | | | | |
| | 補助事業名称/補助元 | 平成21年度地球温暖化対策推進事業費補助金/環境省 | | | | | | |
| | 補助金額 (申請額含む) | 1,894,000円(1/3補助) | | | | | | |
| | 補助金の使途 | 本プロジェクトの再生蒸気回収装置1基の導入費用に充当 | | | | | | |
| | 補助対象年月日 | 22年7月30日 | | | | | | |
| | 補助金を受給していることを証明する書類 | (証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。) 補助金交付決定通知書 | | | | | | |
| 備考 | プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定する 蒸気流量計のメンテナンス不良 各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと) 蒸気流量計のメンテナンスと校正の実施 | | | | | | | |

- 1: 2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。
 2: クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。
 3: 想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。なお、想定削減・吸収量は合計値において小数点以下を切り捨てること。

| C:適用方法論 | | |
|----------------------------|-----------|---|
| C.1 適用方法論 | 方法論番号 | No. E.006 ver.4.0 |
| | 方法論名称 | 排熱回収・利用 |
| C.2 方法論の 適格性基準と の整合性 | 条件 | 説明 1 |
| | C.2.1 条件1 | 再生蒸気の回収プロジェクトは、0.74MPaGの蒸気ドレンを再生蒸気回収装置にて 0.25MPaG以下の蒸気として回収し、連続洗濯機の加熱に再利用。 |
| | C.2.2 条件2 | 廃棄していた蒸気ドレンからの再生蒸気の回収プロジェクトであり、回収した再生蒸気を連続式洗濯機の加温に再利用することにより、ボイラーの燃料として使用される都市ガスの使用量が削減される。 |
| | C.2.3 条件3 | プロジェクト実施事業所での原油換算エネルギー使用量は年間874klであり、3,000klより少ないことから第一種エネルギー管理指定工場ではない。 |
| | C.2.4 条件4 | 再生蒸気の回収量は蒸気流量計でのモニタリングが可能。 |
| | C.2.5 条件5 | <p>本プロジェクトの投資回収年数は4.1年と試算され採算性はない。</p> <p>温室効果ガス削減量:44t-CO₂/年</p> <p>プロジェクト総事業費:5,682千円、補助金:1,894千円</p> <p>経費削減効果:929千円/年</p> $44(t-CO_2/年) \div 44.8GJ/千 N m^3 \div 0.0507t-CO_2/GJ \times 1000$ $\div 1000 千円 \div 0.9571^* \times 45.9 円^{**} = 929 千円/年$ <p>*都市ガスの標準状態への換算係数(大ガス確認済、添付資料5)</p> <p>**平成22年4月～9月の平均単価(税抜き)</p> <p>投資回収年数:4.1年</p> $(5.682 千円 - 1,894 千円) / 929 千円 = 4.1 年$ |

| <p>C.3 適用するガイドライン等</p> | <p>C.3.1 ガイドライン等への準拠</p> | <p>(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" data-bbox="576 304 1318 546"> <thead> <tr> <th data-bbox="576 304 699 349">該当する</th> <th data-bbox="699 304 922 349">準拠の説明</th> <th data-bbox="922 304 1318 349">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 349 699 394">□</td> <td data-bbox="699 349 922 394">全く準拠しない</td> <td data-bbox="922 349 1318 394"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 394 699 501">×</td> <td data-bbox="699 394 922 501">一部準拠しない</td> <td data-bbox="922 394 1318 501">回収した再生蒸気量は蒸気流量計で測定。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 501 699 546">□</td> <td data-bbox="699 501 922 546">全て準拠する</td> <td data-bbox="922 501 1318 546"></td> </tr> </tbody> </table> <p>注)全て準拠する場合は、説明は不要。 * モニタリングガイドライン(削減プロジェクト用)に記載されていない算定方法、モニタリング方法等の提案を行う場合は、当該欄に提案内容を理由とともに明記すること。 【提案方法】 【理由】</p> | 該当する | 準拠の説明 | 説明 | □ | 全く準拠しない | | × | 一部準拠しない | 回収した再生蒸気量は蒸気流量計で測定。 | □ | 全て準拠する | |
|----------------------------|--------------------------|--|------|-------|----|---|---------|--|---|---------|---------------------|---|--------|--|
| 該当する | 準拠の説明 | 説明 | | | | | | | | | | | | |
| □ | 全く準拠しない | | | | | | | | | | | | | |
| × | 一部準拠しない | 回収した再生蒸気量は蒸気流量計で測定。 | | | | | | | | | | | | |
| □ | 全て準拠する | | | | | | | | | | | | | |
| <p>C.4 ベースラインシナリオ(BLS)</p> | <p>C.4.1 BLS の特定</p> | <p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明) フラッシュ蒸気は回収されず、そのまま給水タンク等から廃棄。連続洗濯機は生蒸気だけを使用していることから、蒸気を発生させる蒸気ボイラーで都市ガス消費が行われ温室効果ガスが排出されていた。</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること) 特になし</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>C.5 排出量・吸収量の定量化</p> | <p>C.5.1 不確かなデータの使用</p> | <p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること) 特になし。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>C.6 備考</p> | | <p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること) 特になし</p> <p>(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること) 特になし</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること) ベースライン時の蒸発倍数を同月比較し、蒸発倍数が下回る月は、その分の排出量を削減量から差し引く(計算式はモニタリング計画書)。</p> | | | | | | | | | | | | |

1: 方法論の条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記する。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

| D:その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|-------|--------|--|--|-------|------|---|---------|---|--------|---|---------|---|--------|---|-------|---|--------|---|-------|---|--------|---|-----|---|--------|---|------------------|---|--------|---|---------|---|--------|---|-------|---|--------|---|-----|---|--------|
| D.1 関連する許認可及び関連法令等 | <p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。*届け出等が必要な場合は、届け出済みか、予定かを明記のうえ、予定の場合はいつごろ提出予定かも明示すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 45%;"></th> <th style="width: 20%;">該当しない</th> <th style="width: 30%;">該当する</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>大気汚染防止法</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>水質汚濁防止法</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>騒音規制法</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>振動規制法</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>景観法</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td>環境影響評価法</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td>建築基準法</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>具体的に*:</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>消防法</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td>×具体的に:</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | 該当しない | 該当する | 1 | 大気汚染防止法 | × | 具体的に*: | 2 | 水質汚濁防止法 | × | 具体的に*: | 3 | 騒音規制法 | × | 具体的に*: | 4 | 振動規制法 | × | 具体的に*: | 5 | 景観法 | × | 具体的に*: | 6 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | × | 具体的に*: | 7 | 環境影響評価法 | × | 具体的に*: | 8 | 建築基準法 | × | 具体的に*: | 9 | 消防法 | × | ×具体的に: |
| | | 該当しない | 該当する | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 大気汚染防止法 | × | 具体的に*: | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 水質汚濁防止法 | × | 具体的に*: | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 騒音規制法 | × | 具体的に*: | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 振動規制法 | × | 具体的に*: | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 景観法 | × | 具体的に*: | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | × | 具体的に*: | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 環境影響評価法 | × | 具体的に*: | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 建築基準法 | × | 具体的に*: | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 消防法 | × | ×具体的に: | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| D.2 環境影響評価及び環境測定 | <p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>法令による実施は求められていない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| D.3 住民説明会の実施状況 | <p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>法令による実施は求められていない。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |